

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則案
に対して提出された意見と公害等調整委員会の考え方
(令和5年9月5日～同年10月4日意見募集)

提出された意見（全文）	総務省公害等調整委員会の考え方	省令への 反映の有無
・「公示又は公表」を「公示」に改めるのはなぜか。「委員会又は裁定委員会」が今後行う「公表」はどのように実施されるのか。 ・一般の国民にとっては、官報に掲載されるよりインターネットにおいて公示される方が利便性が高いものと思われるが、「急施を要する場合」以外に官報において公示を行うことを維持するのはなぜか。 【個人】	・「公表」の文言を削る点については、現行の鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）及び本規則において公表に該当するものがないため、今回併せて整理するものです。 ・官報については、官報電子化の検討が進められているものと承知しており、検討状況を注視してまいりたいと考えています。	無

○提出意見数：1件

※提出意見数は、意見提出者数としています。